

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国(武蔵野税務署長)
平成25年7月17日却下・棄却・確定

判 決

原告	有限会社A
同代表者代表取締役	B
同訴訟代理人弁護士	富永 忠祐 山本 さやか
被告	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	武蔵野税務署長 長坂 光弘
被告指定代理人	高橋 康夫 ほか別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分を却下する。
- 2 本件訴えのその余の部分に係る原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 武蔵野税務署長が平成21年12月16日付けで原告に対してした原告の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度(以下「平成18年6月期」という。)以後の法人税の青色申告の承認の取消処分(以下「本件青色承認取消処分」という。)を取り消す。
- 2 武蔵野税務署長が平成22年2月26日付けで原告に対してした原告の平成18年6月期に係る法人税の更正処分(以下「本件法人税更正処分」という。)及び重加算税の賦課決定処分(以下「本件法人税賦課決定処分」という。)を取り消す。
- 3 武蔵野税務署長が平成22年2月26日付けで原告に対してした原告の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間(以下「平成18年6月課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の更正処分並びに重加算税の賦課決定処分(以下「本件消費税等賦課決定処分」といい、本件法人税賦課決定処分と併せて「本件各賦課決定処分」という。)を取り消す。
- 4 武蔵野税務署長が平成22年2月26日付で原告に対してした原告の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間(以下「平成19年6月課税期間」といい、平成18年6月課税期間と併せて「本件課税期間」という。)の消費税等の更正処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、武蔵野税務署長が、平成17年9月から平成18年9月までの間に原告代表者を名義人とする預金口座（株式会社C銀行（以下「C銀行」という。）吉祥寺支店の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件口座」という。）への振込みの方法による入金が行われた金員合計1104万円（以下「本件金員」という。）について、原告が、平成18年6月期に係る帳簿書類に本件金員に係る取引を隠ぺいして記載し、同事業年度において入金が行われたものを原告の益金の額に算入することなく原告の同事業年度の法人税に係る修正申告書を提出したり、本件課税期間において課税資産の譲渡等の対価の額に含めることなく原告の本件課税期間の消費税等に係る確定申告書を提出したりしたとして、①本件青色承認取消処分、②本件法人税更正処分、③本件課税期間の消費税等の各更正の処分（以下「本件消費税等各更正処分」といい、本件法人税更正処分と併せて「本件各更正処分」という。）並びに④本件各賦課決定処分（以下本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）をしたのに対し、原告が、本件金員は、原告代表者が原告の従業員から同人の親族の貸金を回収するために回収口座として便宜上利用させてほしい旨の依頼を受け、これに応じた結果として、一時的に本件口座に入金されたものにすぎず、原告の収益として計上すべき性質のものではない旨主張し、本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等を不服として、それらの取消しを求める事案である。

1 関係法令の定め

関係法令は、別紙3「関係法令の定め」に記載のとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

2 前提事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当事者において争うことを明らかにしない事実である。以下「前提事実」という。）

(1) 原告及び本件の関係者

ア 原告について

原告は、「気功」に関する教室（以下「気功教室」という。）の運営及び管理、「気功療法」の施術（以下「気功施術」という。）等を目的として平成11年●月●日に設立された有限会社である。原告の取締役には、原告代表者（平成12年●月●日に代表取締役に就任し、現在まで代表取締役を務めている。）、原告代表者の妻であるD（以下「D取締役」という。なお、平成23年●月●日までは原告代表者とともに代表取締役でもあった。）及び原告の会計を担当するE（ただし、同日に辞任した。以下「E元取締役」という。）が就任していた。

原告の具体的な業務内容は、気功教室の運営、気功施術及び気功水の販売のほか、M「F」の営業（ただし、平成19年3月閉店）である。原告においては、原告代表者及び講師と称する原告の従業員が、気功施術をしているところ、その中には、気功師が遠く離れた相手にエネルギーを送り、病気やけがの回復を助けるとされる遠隔気功療法（以下「遠隔療法」という。）という方法もあるとされている。（乙6、9ないし12）

イ 原告以外の本件の関係者について

次の(2)に述べるように、本件金員の振込みの名義人は、G（以下「亡G」という。）であり、亡Gは、遅くとも平成17年6月頃から、神奈川県横須賀市内の病院に入院していたが、平成18年9月7日、死亡した。H（以下「H」という。）及びI（以下「I」という。）は、いずれも亡Gの子であり、Hが長女、Iが次女である。J（以下「J」という。）は、Hの子（亡Gの孫）であり、原告の従業員である。（甲5、乙7、20）

(2) 本件口座の入出金等

別紙4「本件各金員の本件代表者名義預金からの出金状況」の「本件代表者名義預金口座」欄中「年月日」欄及び「振込入金」欄各記載のとおり、平成17年9月30日から平成18年9月13日までの間に「G」の名義で44回にわたって合計1104万円の金員（本件金員）の本件口座への振込みの方法による入金が行われているところ、これは、原告代表者が亡Gに対して遠隔療法の方法による気功施術をしたこと（以下「本件気功施術」という。）の対価の名目でされたものである（ただし、本件気功施術の存否及びそれが原告の事業としてされたものであるかについては、当事者間に争いがある。）。また、実際に本件金員に係る振込みの手続をしたのは、Iであり、亡G名義の預金口座（株式会社K銀行（平成18年1月1日以降は、株式会社L銀行）品川駅前支店の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件亡G名義口座」という。）に係る資金を原資としていた。なお、平成17年9月30日から平成18年9月13日までの間、本件金員以外の本件口座への振込みの方法による入金は、C銀行による利息の支払を除き存在しない。

また、本件口座からは、同別紙の「本件代表者名義預金口座」欄中「出金」欄各記載のとおり、平成17年10月4日から平成18年9月21日までの間に合計1098万円の金員が払い戻されている。また、同別紙の「その他の預金口座」欄中「銀行名等」欄及び「名義」欄各記載の原告代表者、D取締役又は原告代表者とD取締役との間の子4名（以下、上記の6名を総称するときは「原告代表者ら」という。）を名義人とする各預金口座（以下「本件原告代表者ら預金口座」という。）に対し、同別紙の「その他の預金口座」欄中「年月日」欄各記載の年月日に、同別紙の「その他の預金口座」欄中「入金」欄各記載の金員がそれぞれ入金されている。（乙7、13ないし18）

(3) 本件訴えの提起に至る経緯

ア(ア) 武蔵野税務署長は、平成21年12月16日、原告に対し、原告の平成18年6月期以後の法人税の青色申告の承認を取り消す処分（本件青色承認取消処分）をした（甲1）。

イ(ア) a 原告は、平成18年8月30日、武蔵野税務署長に対し、平成18年6月期の法人税として所得の金額及び納付すべき法人税額をいずれも零円とする確定申告をし、平成20年3月10日、所得の金額を27万3958円及び納付すべき法人税額を6万円とする修正申告をした（乙1、2）。

b 武蔵野税務署長は、平成22年2月26日、原告の平成18年6月期の法人税について、所得の金額を990万3958円及び納付すべき法人税額を233万0900円と更正する処分（本件法人税更正処分）並びに同法人税に係る重加算税の額を79万4500円として重加算税を課する処分（本件法人税賦課決定処分）をした（甲2）。

(イ) a (a) 原告は、平成18年8月30日、武蔵野税務署長に対し、平成18年6月課税期間の消費税等として課税標準額を5473万8000円、納付すべき消費税額を101万8800円及び納付すべき地方消費税額を25万4700円とする確定申告をした（乙3）。

(b) 原告は、平成19年8月30日、武蔵野税務署長に対し、平成19年6月課税期間の消費税等として課税標準額を6294万4000円、納付すべき消費税額を119万7800円及び納付すべき地方消費税額を29万9400円とする確定申告をした（乙4）。

b 武蔵野税務署長は、平成22年2月26日、原告の平成18年6月課税期間の消費税等について課税標準額を6391万円、納付すべき消費税額を120万2200円及び納付すべき地方消費税額を30万0500円と更正する処分並びに平成19年6月課税期間の消費税等について課税標準額を6357万3000円、納付すべき消費税額を121万0300円及び納付すべき地方消費税額を30万2500円と更正する処分（本件消費税等各更正処分）並びに原告に係る平成18年6月課税期間の消費税等に係る重加算税の額を7万7000円として重加算税を課する処分（本件消費税等賦課決定処分）をした（甲3、4）。

ウ(ア) 原告は、平成21年12月21日、武蔵野税務署長に対し、本件青色承認取消処分について異議申立てをしたが、武蔵野税務署長は、平成22年5月19日、上記異議申立てを棄却する決定をした。

(イ) 原告は、平成22年4月12日、武蔵野税務署長に対し、本件各更正処分等について異議申立てをしたが、武蔵野税務署長は、同年7月7日、上記異議申立てをいずれも棄却する決定をした。

エ 原告は、国税不服審判所長に対し、平成22年6月15日に前記ウ(ア)の決定を不服として、同年7月22日に前記ウ(イ)の各決定をいずれも不服として各審査請求をしたが、同所長は、平成23年4月1日、上記審査請求をいずれも棄却する裁決をした（乙5）。

オ 原告は、平成23年9月30日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張
後記5に掲げるほか、別紙5「本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等の根拠及び適法性」に記載のとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

4 争点

- (1) 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性（争点1）
- (2) 本件金員が原告の益金の額に算入すべき金額ないし課税資産の譲渡等の対価の額に該当するか否か（争点2）

5 争点に関する当事者の主張の要点

- (1) 本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性（争点1）について（被告の主張の要点）

原告は、本件各更正処分等について、原告がした法人税又は消費税等に係る確定申告又は修正申告における納付すべき税額等を超えない部分（別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分）を含めて取消しを求めるものと解される。

ところで、いわゆる申告納税制度の下において、納付すべき税額等は、第一次的には納税者のする申告により確定することを原則とし（通則法15条及び16条）、納税申告書を提出した者は、申告により一旦確定した課税標準等又は税額等を自己に有利に変更しようとする場合には、更正の請求をする必要がある（同法23条）。

そして、納税者側からの自己に有利に申告の是正を求めるための方法として、通則法が専ら更正の請求の手續に関する規定を設けた趣旨に照らせば、納税者が申告に係る納付すべき税額が過大であるなどとしてその誤りを是正するためには、原則として更正の請求の手續によらなければならないのであり（最高裁昭和●●年（○○）第●号同39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁、最高裁昭和●年（○）第●号同57年2月23日第

三小法廷判決・民集36巻2号215頁参照)、この手続を執ることなく、更正処分のうち申告額を超えない部分の取消しを求めることは、訴えの利益を欠くものとして許されないというべきである。

そうすると、原告は、原告の平成18年6月期の法人税についての更正の請求をしておらず、また、原告の本件課税期間の消費税等についての更正の請求もしていないのであるから、本件各更正処分等のうち確定申告又は修正申告により既に確定している税額等の金額を超えない部分の取消しを求める部分の訴えについては、訴えの利益を欠き、不適法というべきである。

したがって、本件訴えのうち、別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、訴えの利益を欠く不適法なものであるから、却下されるべきである。

(原告の主張の要点)

被告の主張については、知らないし否認する。

- (2) 本件金員が原告の益金の額に算入すべき金額ないし課税資産の譲渡等の対価の額に該当するか否か(争点2)について

(被告の主張の要点)

ア(ア) 本件口座には、平成17年9月30日から平成18年9月13日までの間、亡G名義で、合計1104万円の金員(本件金員)が振り込まれているところ、これは、原告代表者が、平成17年6月6日から亡Gが死亡した平成18年9月7日までの間、亡Gに対して遠隔療法による気功施術を行うこと(本件気功施術)の対価として、原告の会計担当であるE元取締役の指示に従って、Iが、亡Gに代わって本件口座に振り込んだものであると認められる。原告は、気功施術をその目的の一つとして設立された法人であり、原告代表者による遠隔療法をその業務の一つとしているところ、原告代表者が遠隔療法を有料で行う場合には原告の収益になる旨供述していることにも照らすと、本件気功施術の対価として本件口座に振り込まれた本件金員は、原告に帰属するものであって、原告の収益に計上すべきものである。

イ(イ) Iは、東京国税局が原告を犯則嫌疑者として平成20年12月11日から国税犯則取締法に基づく犯則調査(以下「本件査察調査」という。)を実施した際、被告の主張とほぼ同旨を本件査察調査の担当者に述べているところ、これは、①本件亡G名義口座に係る預金通帳に「3ヶ月分気功料」との書き込みがあること、②本件亡G名義口座から本件口座への本件金員の振込状況、③本件口座の口座名や口座番号が記載されたメモの存在、④Iが作成した金銭出納帳に「B氏への御礼」等の記載があること及び⑤Hの日記にIが亡Gの金銭を管理していた旨の記載があることといった客観的事実と符合している上、その供述内容も、振り込んだ金員の内訳や遠隔療法の回数を減らした経緯等当事者しか知り得ない事実を具体的かつ詳細に述べたものであり、国税不服審判所に対しても同様の答述がなされており、一貫性もあるから、極めて信用性が高い。また、Iが虚偽の供述をして原告を陥れる理由も見当たらない。

イ Iの供述によれば、Iが、本件金員の振込先口座を本件口座とすることをE元取締役から聞いた上で、本件金員を本件口座に振り込んだものと認められるところ、原告の会計を担当していたにすぎないE元取締役のみの判断によって、本件金員の振込先口座を本件口座と指定するとは到底考えられないことや、本件口座に一旦振り込まれた本件金員が、本件原告代表者ら預金口座にも入金されていることも併せ鑑みれば、本件金員の振込先を本件口座とし

たE元取締役の指定が、原告代表者の指示に基づくものであることは明らかであるから、原告代表者は、原告に帰属する本件金員の振込先を本件口座と指定することにより、本件金員を原告の収益に計上せずに除外したのである。なお、平成17年9月30日に振り込まれた351万円には、平成16年7月1日から平成17年6月30日までの事業年度内の同年6月6日から同月30日まで毎日施術された遠隔療法の対価75万円が含まれているから、平成18年6月期に計上すべき金額は、同事業年度中に振り込まれた本件金員の合計額1038万円から上記75万円を控除した963万円となる。

ウ 原告は、Jの陳述書（甲5、9。以下総称して「J陳述書」という。）の記載及びこれと同旨のJの証言に依拠した主張をするが、J陳述書の記載及びJの証言は、次に述べる理由からその信用性が極めて低く、J陳述書の記載及びJの証言から原告主張の事実を認定することはできない。

(ア) J陳述書には、HがIに対して有していたとされる貸金債権（以下「本件貸金」という。）の回収のために本件口座が利用された旨の記載があるが、そのような事実があるとすれば、本件口座にIから入金された都度、その日又はその日と近接した日に、Iからの振込額と同額の金員が出金されるか、Jの預金口座に振込入金されるかのいずれかでなければ不自然であるが、本件口座の取引履歴によっても、そのような取引があったのは平成17年10月17日の1回のみである。

また、J陳述書には、Jが原告から本件金員を平成17年11月中旬（400万円）、平成18年1月下旬（300万円）及び平成19年1月下旬（410万円）の3回に分けて受け取った旨の記載があるが、本件口座の取引履歴によっても、J陳述書に記載された金員を受け取ったとされる月に、本件口座から受け取ったとされる金員と同額の出金があった形跡はなく、J陳述書にその金員の原資についての説明も記載されていない。

(イ) Jは、原告の講師であり、それに伴う事務全般の業務を行い、原告の口座を預かったり、原告代表者の著書のモデルを務めたりする者である上、原告代表者に対して合計9400万円もの金員を貸し渡しているなど、原告及び原告代表者と強固な利害関係を有しているから、原告及び原告代表者のために虚偽の事実を述べる可能性が十分に考えられる。なお、原告は、原告代表者がJから借り入れた金員を完済した旨主張するが、それを裏付ける客観的な証拠は提出されておらず、原告代表者がJから借り入れた金員を完済したことの証拠として原告が提出する平成21年3月25日付けの「金銭完済に関する説明書」（甲7）も、本件査察調査の際に提出されたもの（乙21の11枚目）には全額返済済みである旨の記載がなく、このことが極めて不自然であることに照らすと、原告の主張は直ちに認めることはできない。この点をおくとしても、9400万円もの多額の金銭を貸借する関係にある者が利害関係を有していない者であるとはいえないから、上記の借入金を完済したことが、Jが虚偽の供述をする可能性があることを否定し得るものではない。

また、J陳述書には、Jが3ないし4歳頃という幼少時に見聞したとされる事実の記載があり、見聞してから現在までに40年近い長い歳月が経過していることも考慮すると、Jの記憶が正確であるか、Jが記憶どおりに供述しているか疑問がある。

(ウ) a J陳述書には、Jが、平成16年頃には、先行きの経済的不安を強く感じるようになり、本件貸金の一部である600万円でも返済してもらいたいと切実に考えた旨、亡Gが入院した平成17年頃には、両親の介護に高額のコストがかかることなどからな

んとしてでも I から返済を受けたいと思いつめるようになった旨などの記載がある一方で、J は、同年以降、原告代表者に対して 9 4 0 0 万円もの多額の金員を貸し付けたとされるのであるから、このような極めて多額の貸付けができるほど経済的に余裕のあった J が、上記のような J 陳述書の記載をすること自体、不自然かつ不合理である。

b J 陳述書には、本件金員の振込先口座である本件口座を I に伝えたのは、J であるかのような記載があるが、これは I の供述やその信用性を担保する他の証拠の記載と整合しないものである。

c J 陳述書には、I が亡 G の金銭管理を強引に行うことにした、H が I に対して多額の貸付けをしていたが I から全く返済がされていなかった旨の記載があるが、これは、H が I に対して亡 G の金員の管理を自ら進んで依頼した趣旨の記載がある H の日記と整合しない。また、J 陳述書には、I が亡 G に何度も無心をして亡 G から札束を投げつけられたり、強引に通帳等を持って行き亡 G の金をかなり使い込んでしまったり、親族の間でも I の財産管理が不評であったりした旨の記載もあるが、そのような事実があったとすれば、H の日記に記載されているように亡 G の金銭の管理が H 又は亡 G から I に依頼されることは考えられない。

(イ) a J 陳述書には、H が I に対し、借用書や振込明細もなく、合計 1 0 0 0 万円以上の金員を現金で貸し渡した、本件金員は、原告代表者から現金で受け取ったなどの記載がある。しかしながら、多額の現金の授受をする際には、親族間であっても、借用証を作成するのが通常であり、また、多額の金銭の授受をする際には危険を防止するために銀行振込等を利用するか、特段の事情があって現金交付の方法によっても受領証を発行するよう求めるのが通常であって、上記の各記載は、一般常識的な経験則に反するものである上、I は H や亡 G から多額の借金を重ねていたというのであり、I に対する貸付けに慎重を期すことはもとより、少なくとも借用証を作成するなどして債権の額を明確にすることが自然でもあるから、上記記載は不自然、不合理としかいいようがない。

b 原告は、本件貸金が少なくとも 6 0 0 万円はある旨の J 陳述書の記載を裏付ける証拠として、H の手帳（甲 8）を提出している。

しかしながら、その記載内容に照らすと、H が I に株式投資の資金を渡したことを示すものとするのが自然であり、その記載のみをもって、6 0 0 万円の貸金があることを証明することはできないというべきである。なお、J は、本件貸金の総額を明らかにしておらず、この点においても、本件金員が本件貸金の回収であるとする J 陳述書及び J の証言は不自然である。

(ロ) J 陳述書には、平成 1 7 年頃、J が、本件貸金の返済を受ける方便として、I に対し、原告代表者に亡 G に対する遠隔療法を施してもらった旨を告げて、その代金としての金員を J が受領することにより、本件貸金の返済を受けようと考えた旨の記載があるが、I は、亡 G に対する遠隔療法の対価として本件亡 G 名義口座から振り込んでいるのであるから、亡 G に対する遠隔療法の施術の有無を確認した上で振り込むはずであり、仮に、亡 G に対する遠隔療法が施術されていないのであれば、当然、I もそのことを知ることとなるが、それを知りながら本件亡 G 名義口座から 1 0 0 0 万円を超える多額の金員を振り込むの

は不自然である。

また、遠隔療法の対価として振り込むよう求めるのであれば、遠隔療法を営む原告名義の預金口座を振込先として指定しなければ不自然であり、Iが疑いを持つはずであるところ、原告代表者の名義である本件口座を振込先として指定した理由をIにどのように説明したのかについてはJ陳述書には全く記載がない。さらに、本件金員は、本件亡G名義口座から振り込まれたのであり、Iは、Jの上記「方便」によっても自ら金員を支払うことはなかったのであって、J陳述書の記載は、Jが、本件貸金の回収にかこつけて亡Gの財産を詐取したというに等しい記載であることになるから、その内容自体不自然、不合理である。この点、J陳述書には、Jは、Iが亡Gの遺産を独り占めしようとしていたことが明らかであったから、本件金員が亡Gの預金を原資とするものであったとしても、仕方がないものと考えていた旨の記載があるが、本件金員のほとんどは、亡Gの存命中に振り込まれており、この間は、Iは亡Gの財産に対して何らの権利を持つことはなく、亡Gの死亡後も亡Gの遺産に対しては相続分以上の権利を取得することがないのが原則であるから、上記の記載は、合理的な説明であるとはいえない。

- (カ) a Jは、Iに対して原告代表者が亡Gに対して遠隔療法を施術すること、その代金が1回3万円であることを説明し、Iの了承を得た旨を証言するとともに、このことを原告代表者には話していない旨も証言し、原告代表者もJからは本件口座を利用させてほしいということ以外の話は聞いていない旨供述する。

しかしながら、Jは、本件口座の口座番号等をIに伝えたのは原告の事務方かもしれない旨の証言をするが、原告の事務方が原告の業務と無関係の作業に関与するとは通常考え難いから、原告代表者が、亡Gに対して遠隔療法を施術することとその対価として1回3万円を支払ってもらうことを了解した上で、振込先について指示を出したものとするのが自然である。

- b Jは、Iに対して遠隔療法の内容や施術日時について説明をしていない旨証言する。

しかしながら、Jは、Iに対して原告代表者が亡Gに対して遠隔療法を施術すること、その代金が1回3万円であることを説明し、Iの了承を得て本件口座に本件金員を振り込ませているところ、Iが遠隔療法の対価と考えて本件金員の振込みをした以上、施術の内容や日時について説明を受けていたはずであり、Jが説明していないのであれば、J以外の原告の従業員の誰かが説明をしたとしか考えられないのであって、原告の従業員が原告の業務と無関係の作業に関与するとは通常考え難いから、原告代表者が了解した上で、原告の従業員に対し指示を出したものとするのが自然である。

- c 原告代表者は、本件金員が亡G名義で振り込まれているけれども、これがJから平成17年9月頃に説明を受けた振込みであることを理解できた旨供述する。

しかしながら、亡Gは、JやIとは姓が異なる上、原告代表者と全く面識を有していなかったというのであるから、「G」名義の振込みをIからの借金返済であると理解したというのは不自然であって、原告代表者は、本件気功施術の対価として本件口座に金員が振り込まれることを了解していたからこそ、Jから説明を受けた振込みであると理解できたと考えるのが自然である。

- エ(ア) 原告は、本件金員は、原告代表者がJから本件貸金の回収口座として便宜上利用させてほしい旨の依頼を受け、これを了承して一時的に本件口座に入金されたものにすぎず、

原告の収益として計上すべき性質のものではない旨主張する。

しかしながら、原告は、本件貸金に関する事実関係について具体的に明らかにしていない上、本件口座に振込入金された本件金員が、本件口座から出金された後、そのほとんどの出金日と同日に、本件原告代表者ら預金口座に入金されていることに照らすと、本件金員は一時的に本件口座に入金されたものにすぎない旨の原告の主張は不自然、不合理である。

- (イ) 原告は、亡Gに対して遠隔療法を施したことはないのは、本件金員が原告名義の口座ではなく、原告代表者名義の本件口座に振込入金されていることから裏付けられる旨主張する。

しかしながら、Iが、本件気功施術の対価を本件口座に振込入金したのは、E元取締役の指示に従ったことに起因するものであるところ、E元取締役が原告の会計担当であり取締役でもあったことは、本件金員が本件気功施術の対価であることを推認させる事情と解するのが自然かつ合理的というべきであって、本件金員が本件口座に振り込まれていたことは、本件気功施術が存在しないことの証左とはならない。

- (ウ) 原告は、平成17年及び18年当時の対面での施術の対価が1回1万円程度であったから、対面施術に比して効果が安定的でない可能性のある遠隔療法について、1回3万円の対価を受領することはあり得ない旨主張する。

しかしながら、原告が遠隔療法の対価として平成17年12月にされた遠隔療法の申込みにつき平成18年3月以降に複数回にわたり毎回2万円を受領していた事実や、平成20年以降のものと原告が主張する原告作成に係るノート（乙12）において、遠隔療法の対価が1回につき1万円ないし3万円とされていることに照らすと、施術の内容、時間等によって遠隔療法の対価が決められることが推認されるのであり、当時の対面での施術の対価との対比から1回3万円という遠隔療法の対価があり得ないなどとする原告の主張も理由がない。また、原告代表者も遠隔療法の対価として2万円を受け取ったことがあることを認める供述をしており、原告の主張は原告代表者の供述とも整合していない。

- (エ) 原告は、原告作成に係るノート（乙12）を亡Gに対して遠隔療法を施したことの裏付けとして被告が提出したとした上で、同ノートは、少なくとも平成20年以降のものであり、亡Gの名前も記載されていないから、被告の主張の裏付けとはならない旨主張する。

しかしながら、被告は、原告の営む事業内容に遠隔療法が存することを明らかにするための証拠として上記ノートを提出したにすぎず、同ノートの存在のみをもって、本件気功施術が存したとの事実を主張するものではなく、原告の主張は、被告の主張を正解しないものである。また、原告は、本件金員を原告の収益から除外するために本件口座に振り込ませたことからすると、本件金員が本件気功施術の対価であることが分かる記録を残さないようにするのが自然であり、上記ノートに記載がないことは、本件気功施術が存在しないことの証拠とはならないというべきである。

- (オ) 原告は、本件金員が本件口座に振込入金された後の出金状況等が、本件気功施術が存したことの裏付けにならない旨主張する。

しかしながら、原告は、本件口座の出金状況に関し、被告が指摘したところに何ら言及することなく、上記のような主張をするものであり、何ら反論たり得ないことは明らかである。

(カ) 原告は、Jが、本件貸金の回収を図る方便として、Iに対し、原告が亡Gに対して遠隔療法を施す対価を支払ってもらうとの説明をしたという経緯があることを踏まえると、Iが、原告代表者が亡Gに対して遠隔療法を施術したと認識していた可能性があるとして、原告代表者が亡Gに対して遠隔療法を施術した旨のIの供述（乙7）は、原告が亡Gに対して遠隔療法を施したことの裏付けにはなり得ない旨主張する。

しかしながら、原告の主張に沿う内容が記載されているJ陳述書は信用性が極めて低いものであるし、Iの供述（乙7）は、極めて信用性の高いものであるから、原告の主張は、その前提において失当である。

(原告の主張の要点)

ア 本件金員は、原告代表者が、Jから、本件貸金の回収口座として便宜上利用させてほしい旨の依頼を受け、これを了承して一時的に本件口座に入金されたものにすぎず、原告の収益として計上すべき性質のものではない。

イ Hは、Iに対し、平成15年頃、総額で優に1000万円を越える金員を貸し渡していたほか、平成16年7月9日にも200万円を貸し渡したところ、HとIは姉妹であるほか、H（及び亡G）は、Iに懇請される度に多額の現金を貸し渡し、親族内でIに金員を貸し渡すことが常態化していたこと等から、正式に借用証等を作成することはなかった。

Jは、Hから依頼を受け、平成16年8月及び同年11月頃、Iに対し、本件貸金の返済を求めたが、Iから言を左右にはぐらかされ、一切返済するそぶりも見えなかったため、平成17年頃、本件貸金の返済を受ける方便として、亡Gに原告代表者による遠隔療法の施術を受けさせたことにしてその代金を原告の従業員であるJ自身が受領して本件貸金を回収することを思いつき、Iに対して亡Gに原告代表者の遠隔療法を受けてもらったかどうかと告げ、Iの了承も得たものの、遠隔療法に疑いを持っていたのか、その後3か月を経過しても、IがJに対して支払をするそぶりを見せることはなく、Jは、Iから金員を受け取ることができなかった。

Jは、平成17年9月下旬頃、原告代表者に対し、原告代表者の口座を貸してもらうことを依頼し、原告代表者もこれを了承した。その後、本件口座には、Jが原告代表者に説明したとおり、定期的に亡G名義の振込みがなされるようになった（本件金員1104万円）。原告代表者は、これを受けて、Jに対し、平成17年11月中旬に400万円、平成18年1月下旬に300万円及び平成19年1月下旬に410万円をそれぞれ現金で手渡した。なお、原告代表者を始めとする原告の従業員らが、亡Gに対して遠隔療法を施すことは一切なかった。

このような事実関係を前提とすれば、本件金員が、原告の収益に当たらないことは明らかである。

ウ(ア) 原告は、亡Gに対して遠隔療法を施したことはない。しかも、平成十七、八年当時、原告における対面での施術の対価が1回1万円程度であったから、効果が対面施術ほど安定的でない可能性のある遠隔療法について、1回3万円の対価を受領することなどあり得ない。

(イ) 被告は、原告作成に係るノート（乙12）を、あたかも本件気功施術が存したことの裏付けであるかのように提出しているが、上記ノートは、少なくとも平成20年以降のものであり、本件金員が入金された平成17年ないし平成18年のものではないし、同ノ一

トには「G」の名前もないから、同ノートが本件気功施術が存したことの裏付けにはならないというべきである。仮に、被告が、同ノートを原告が平成17年ないし平成18年に遠隔療法を行っていたことの裏付けとして提示するのであれば、少なくとも、平成17年ないし平成18年に作成されたノートを証拠として提示する必要があるというべきである。

(ウ) 前記イに述べた経緯を踏まえると、Iが、原告代表者が本件気功施術を施したと認識していた可能性は十分にあり得るから、Iの供述(乙7)が、原告が本件気功施術を施したことの裏付けには何らなり得ないことは明らかである。

(エ) 原告に対して遠隔療法を申し込む場合、受療申込書(乙22)を作成することになるところ、亡Gに係る受療申込書は存在しないのであり、このことが、本件気功施術が存しないことの端的な裏付けである。

(オ) Iの遠隔療法の実施に関する認識については、同人の述べる遠隔療法の効果とされる亡Gの変化は、亡Gが入院治療を受ける原因となった病気によるものである可能性が高く、亡Gの症状と遠隔療法を結びつける客観的な事情は何もない上、I自身、遠隔療法によって病状に変化があったとはいえないという趣旨の発言もしているから、不自然なものであるといえる。

また、Iの供述が録取された文書(乙7)には、亡Gの変化について、原告代表者や原告に勤務する気功施術をする者に告げず、会計担当者に対する伝言で済ませた旨の記載もあるが、I自身、気功教室に通い、姪であるJが原告に勤務していることを前提とすれば、Iが上記のような対応をすることは、余りにも不自然である。

(カ) 遠隔療法を行うためには、原告代表者が、①施術対象者の顔見知りであるか、写真で顔を確認できること、②施術対象者の生年月日を知っていること、③施術対象者の所在を正確に把握できること、④施術する日時を打ち合わせてその施行時刻を施術対象者に伝えること等の諸々の条件を満たす必要があり、施術を希望する者に詳細な情報が記載された受療申込書(乙22)の作成を求めているところ、亡Gについては、会ったこともなければ、顔写真を確認したこともなく、亡Gの生年月日、所在を含め何らの情報も得ていない状態であったから、遠隔療法を行うことが不可能であった。原告代表者本人もこれを明言しており、その一事に鑑みても、本件気功施術が存しなかったことは明らかである。

(キ) 原告が、平成17年当時に、遠隔療法を施術したところのある人物は、亡Gとは何らの関係もない人物であり、亡Gに対して遠隔療法を行ったことの裏付けにはなり得ない。また、その対価も1万円又は2万円であるから、Iの述べる「ご好意で1日1回3万円」という価格設定自体が不自然である。

エ Jが、同人にとって名誉なことばかりではなく、不名誉、不利益な内容を多々含む証言をしていることに加え、次のような事情に照らすと、Jの証言の信用性は極めて高いというべきである。

(ア) Jは、本件貸金やHの手帳(甲8)の記載について、自ら実体験した記憶を明確に述べるほか、本件貸金に係る貸付額についても、明確によどみなく一貫した証言をしており、HがIに対して少なくとも1200万円の貸付けを行っていた事実ばかりなく、Jもそのように確信していたことが端的に裏付けられている。そして、JがI本人に借金の返済を促したのはそのような確信があったからであり、その際の状況及び心情、IがJからの請

求をはぐらかしたことをHに報告したときの様子、さらにはHから貸金の回収を懇請されてどうしても回収しなければいけないと思ひ詰めるようになった経緯についても赤裸々に語っている。

- (イ) Jは、上記(ア)のような事情を背景に、原告代表者の遠隔療法を方便に使うことを思い立ったことを証言しているところ、このような回収方法を採用すること自体決して名誉なことではなく、Jもこれを認識していたことも端的に述べており、このような証言は、Jにとって不利益な内容のものであるから、信用性も高い。そして、Jは、上記方便によってもIから現金で支払を受けることができなかつたため、原告代表者に本件口座の借用を懇請したところ、その様子については、Jの証言と原告代表者の供述は符合しているのであり、信用性が高いといえる。

オ(ア) 被告は、本件金員入金後の出金状況について述べるが、これらの出入金状況が、本件気功施術が存したことの裏付けになり得ないことは明らかである。

- (イ) 被告は、本件口座の取引履歴に、本件金員が入金された都度出金された形跡がないことをもって不自然であるとし、J陳述書の記載と合致しない旨主張する。

しかしながら、JがIから本件貸金の回収を企図することと、原告代表者がIから入金があった都度これを引き出すこととは論理必然の関係にはない。そして、原告代表者は、Iからの入金額がある程度まとまった額になったことを確認してJにその額と同額の現金を渡していたのであり、このことは、J陳述書の記載と何らの矛盾なく符合している。また、原告代表者が、Jに上記回収金を現金で手渡す際に、当該現金を本件口座から引き出したものではないが、そのことがJ陳述書の記載の信用性に影響するものではないことは明らかである。

- (ウ) 被告は、Jが原告代表者に対して金員を貸し渡したことがあることをもって、Jと原告代表者との間には強固な利害関係がある、Jが虚偽の事実を述べる可能性がある旨主張する。しかしながら、これは単なる偏見と憶測にすぎず、原告代表者が平成17年3月から平成20年6月にかけてJから借り入れた9400万円は、既に完済しているものである。

- (エ) 被告は、本件貸金について、借用証等が存在しないことを一般常識的な経験則に反する旨主張する。

しかしながら、Hは、平成15年9月2日、同月18日及び平成16年7月9日に、Iに対して貸し付けた金員について、その日付と金額を手帳に明記し、目立つ符号やカラフルな付せんを付けるなどしており、本件貸金の回収について気に掛けていたことを象徴的に裏付けている。また、亡G、H及びIは、裕福な資産家一家であったから、1回200万円の貸付けについて、家族間で借用証を作成しなかつたことも、ごく自然なこととして首肯できる。

- (オ) 被告は、Jが、本件貸金を回収するための方便として、原告代表者が亡Gに対して遠隔療法を施術したことにしてその対価の振込入金を依頼したことについて、Iは、亡Gに対する遠隔療法の対価として振込入金しており、亡Gに対する遠隔療法が施術されたか否かを確認するはずであつて、実際には遠隔療法が施術されていないのであればそれを知ることになり、遠隔療法が施術されていないことを知りながら亡Gの預金から多額の金員を振込入金するのは余りにも不自然であるから、上記方便も不自然、不合理である旨主張す

る。

しかしながら、そもそも、Iは、約3か月もの間母である亡Gに対して遠隔療法が施術されていることに気が付かなかった旨の事実を端的に認めているにもかかわらず、117日分の治療費として351万円を一括で支払っているのである。また、本件金員が原告代表者名義である本件口座に入金されていること自体が、遠隔療法が施術されたことの対価ではないことを端的に裏付けているともいえる。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分の適法性）について

法人税及び消費税については、いずれも納付すべき税額の確定の手續につき申告納税方式によるものとされ、その納付すべき税額は、納税者のする申告により確定することを原則とし（通則法15条1項、16条1項1号、同条2項1号、法人税法74条1項、消費税法45条1項参照）、納税者が申告の内容を自己の利益に変更するためには、更正の請求（通則法23条）によらなければならないものとされている。そして、このような申告納税方式によるものとされている国税において、納税申告書に記載された事項の過誤の是正につき更正の請求という特別の制度が設けられたのは、課税標準等の決定については、最もその間の事情に通じている納税者自身の申告に基づくものとし、その過誤の是正は法律が特に認めた場合に限るものとするのが、租税債務を可及的速やかに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないと考えられるからであると解される。このような更正の請求の制度の趣旨に照らせば、申告に係る納付すべき税額等を更正する処分を受けた納税者は、申告の無効を主張することができるような特段の事情がある場合を除き、当該処分のうち申告に係る納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額を下回る部分については、上記の更正の請求の手續を経ない限り、抗告訴訟において取消しを求めることはできないものというべきである（以上につき前掲最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決参照）。そして、以上に述べたところは、地方消費税についても同様に考えられる（地方税法附則9条の4以下参照。）

これを本件についてみるに、本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、本件各更正処分のうち原告において確定申告書又は修正申告書の提出により自ら納税義務の内容を確定させた部分についての取消しを求めるものであるところ、原告は、本件各更正処分について更正の請求の手續を執っておらず（弁論の全趣旨）、また、上記の特段の事情があることについての主張、立証はない。

したがって、本件訴えのうち別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、不適法であり、却下を免れないものというべきである。

2 争点2（本件金員が原告の益金の額に算入すべき金額ないし課税資産の譲渡等の対価の額に該当するか否か）について

原告は、遠隔療法の方法によるものを含む気功施術をすること等を目的とする法人であり、平成17年当時にも遠隔療法の方法による気功施術を有償によってすることがあったものである（乙23（枝番を含む）、原告代表者）。そして、Iも遅くとも同年頃までに原告の気功教室に通ったことがあり（甲5、10、乙7、証人J、原告代表者）、I又は亡Gにおいて原告のする遠隔療法の方法による気功施術の有効性等について否定的又は懐疑的であったなどの事情の存在をうかがわせる証拠は見当たらない。

その上で、原告は、本件訴えにおいて、本件金員は、Jが、本件貸金の弁済を受けるため、原

告代表者が亡Gに対して遠隔療法の方法による気功施術をしたこととして、これを口実にIをして本件口座への振込みの方法による入金を行わせたものであり、一時的に本件口座に入金されたものにすぎないから、本件金員が原告に帰属する収益に該当するとはいえない等の旨を主張するところ、Jは原告の講師であり、そのような立場のJが平成17年頃にIに対して亡Gに原告代表者による遠隔療法の方法による気功施術を受けてもらったかどうかと告げたこと及び亡Gを振込みの名義人とする本件口座への振込みの方法による本件金員の入金が本件気功施術の対価の支払として行われたものであることは、原告において自認するところであり、Iにおいて他の性格のものとして本件金員の支払の事実をしたことをうかがわせる証拠は見当たらない。もっとも、Iは、本件査察調査の際に、法人である原告についてはその名を初めて聞きよく分からない旨を述べているが(乙7)、当時の供述の趣旨については、その全体を見ると、本件気功施術が原告代表者の経営する事業の一環としてされたものとするものと解され、このことは、Iの国税不服審判所に対する答述(乙5)についても同様であり、以上とは異なり、Iにおいて本件気功施術につき原告代表者の経営する事業と離れて原告代表者により個人の立場でされるものであると認識していたことをうかがわせる証拠は見当たらない。

ところで、原告代表者は、その尋問において、①平成17年9月下旬頃に、Jから、本件貸金の回収のために本件口座を使わせてほしい旨の依頼を受けたが、②その際に、なぜ本件口座を使うと回収をすることができるのかや、振込みの名義人が誰であるのかは聞かなかった旨を供述し、上記の①についてはその陳述書(甲10)にも同旨の記載がある。しかしながら、上記の供述等については、それらの他の部分も含めて見ると、原告代表者において、Jに対し、その目的とするところを達するために原告代表者の経営する原告の事業の一環として遠隔療法の方法による気功施術をすること等の旨を含めた適宜の説明をIに対してした上で本件口座を利用することを包括的に承認する趣旨のものであったと認めるのが相当であり、これとは異なり、原告代表者がJに対して原告の事業とは別のものであることをIとの関係で明らかにする限りにおいて本件口座を利用すべき旨を指示するなどしたことをうかがわせる証拠は見当たらない。そして、本件金員については、Iがそれに係る事実を執るに当たり原告の会計を担当するE元取締役と連絡を取ったことをうかがわせるメモ(乙7の資料2)が存在するほか、Jも、その証言中で、原告の従業員が同事実に関与した可能性の存在を認めており、原告代表者の妻であり当時は原告の代表取締役であったD取締役において亡Gを振込みの名義人として行われた本件金員の振込みの方法による入金について趣旨の不明のものとして問題とするなどしたなどの事情の存在をうかがわせる証拠は見当たらない。

そうすると、本件金員は、Iがその当時認識していたとおり、原告がその事業とする遠隔療法の方法による気功施術の対価の支払としてされたものと認めるのが相当であり、その事業から生ずる収益に当たり、法人税については益金の額に算入すべき金額に、消費税については課税資産の譲渡等の対価の額に含まれるべきものに、それぞれ該当するというべきであって、このことは、原告においてその債務の内容とされる本件気功施術につきその履行に当たる行為をしたか否かの事情により左右されるものではない。また、原告は、本件金員の入金はJの本件貸金の回収のために行われ後にJに交付された旨を主張するが、仮に原告の内部においてそのような事情が存在したとしても、そのことをもって、本件金員に係る取引の性格等につき既に述べたように認定判断することが妨げられるものとは考え難い。そして、原告が本件において主張する他の事情を考慮しても、上記の認定判断を覆すに足りるものとは認められない。

3 本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等の適法性について

以上に述べたところのほか、証拠（甲1ないし4、乙1ないし5、21）及び弁論の全趣旨によれば、本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等の根拠及びその適法性については、別紙5に記載のとおり認めることができ、この認定判断を左右するに足りる証拠ないし事情は見当たらない。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち、別紙2「訴え却下部分目録」記載の各部分は、不適法であるから却下し、その余の部分に係る原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 品川 英基

裁判官 福渡 裕貴

(別紙1)

指 定 代 理 人 目 録

森本利佳、福井聖二、股村裕文、福川 真、牧迫洋行

以 上

(別紙2)

訴え却下部分目録

- 1 原告の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度の法人税の更正の処分のうち、納付すべき税額6万円を超えない部分の取消しを求める部分
- 2 原告の平成17年7月1日から平成18年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の処分のうち、納付すべき消費税額101万8800円を超えない部分及び納付すべき地方消費税額25万4700円を超えない部分の取消しを求める部分
- 3 原告の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正の処分のうち、納付すべき消費税額119万7800円を超えない部分及び納付すべき地方消費税額29万9400円を超えない部分の取消しを求める部分

以 上

関係法令の定め

第1 国税通則法（以下「通則法」という。）の定め

- 1 通則法15条1項は、国税を納付する義務（源泉徴収による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。）が成立する場合には、その成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手續により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする旨を定めている。
- 2 (1) 通則法16条1項は、国税についての納付すべき税額の確定の手續については、申告納税方式（納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式。同項1号）又は賦課課税方式（納付すべき税額が専ら税務署長又は税関長の処分により確定する方式。同項2号）のいずれかの方式によるものとする旨を定めている。
(2) 通則法16条2項は、国税（同法15条3項各号に掲げるものを除く。）についての納付すべき税額の確定に関し、①納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税については、申告納税方式によるものとし（同項1号）、②上記①に掲げる国税以外の国税については、賦課課税方式によるものとする（同項2号）旨を定めている。
- 3 通則法23条1項（ただし、平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。）は、納税申告書を提出した者は、下記の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し通則法24条又は26条の規定による更正があった場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨を定めている。
 - (1) 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があった場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき（1号）
 - (2) その他の号 略
- 4 通則法68条1項は、同法65条1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨を定めている。

第2 法人税法の定め

- 1 (1) 法人税法22条1項は、内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする旨を定めている。
(2) 法人税法22条2項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金

の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引（法人の資本金などの額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（中略）及び剰余財産の分配又は引渡し）以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする旨を定めている。

2 法人税法127条1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）は、同法121条1項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき下記の一に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、それに定める事業年度まで遡って、その承認を取り消すことができ（前段）、この場合において、その取消しがあったときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす（後段）旨を定めている。

(1) その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること

当該事業年度（3号）

(2) その余の号 略

第3 消費税法の定め

消費税法28条1項本文は、課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。）とする旨を定めている。

以 上

別紙4並びに別表1～3、4-1及び4-2 省略

本件青色承認取消処分及び本件各更正処分等の根拠及び適法性

第1 本件青色承認取消処分の根拠及び適法性

法人税法127条1項は、納税地の所轄税務署長は、同法121条1項の承認を受けた内国法人につき同法127条1項各号のいずれかに該当する事実がある場合には、当該各号に定める事業年度まで遡ってその承認を取り消すことができる旨規定しており、同項3号は、その取消事由として、その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し又は記録し、その他その記載又は記録をした事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由のあることを掲げている。

原告は、平成18年6月期において、本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員（本件金員）の額を原告の益金の額に算入せず、帳簿書類に本件金員を隠ぺいして記載しなかったものと認められ（甲1、乙21）、このことは、同号所定の青色申告の承認の取消事由に該当する。

そして、武蔵野税務署長は、同条2項の規定に基づき、原告に対し、上記のとおり本件金員の金額を原告の益金の額に算入しなかった事実が同条1項3号に該当する旨付記した上で、書面により本件青色承認取消処分をする旨を通知しているのであるから、同処分は適法である。

第2 本件法人税更正処分の根拠及び適法性

1 本件法人税更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告の平成18年6月期の法人税の所得の金額及び納付すべき税額は、次のとおりである。

(1) 所得の金額（別表1・順号3） 990万3958円

上記金額は、下記アの金額にイの金額を加算した金額である。

ア 申告所得金額（別表1・順号1） 27万3958円

上記金額は、原告が平成20年3月10日に武蔵野税務署長に提出した平成18年6月期の法人税の修正申告書（乙2。以下「平成18年6月期法人税修正申告書」という。）の「所得金額又は欠損金額1」欄に記載された金額と同額である。

イ 益金の額に算入すべき本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員の額（別表1・順号2）

963万円

上記金額は、平成18年6月期において本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員の額であり、当該金額は原告の平成18年6月期の収益に該当するものであるから、原告の所得の金額の計算上、益金の額に算入すべき金額である。

(2) 所得の金額に対する法人税額（別表1・順号4） 233万0900円

上記金額は、前記(1)の所得の金額990万3000円（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）のうち、800万円については法人税法66条（経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成18年法律第10号による廃止前のもの）16条1項の規定を適用した後のもの。以下同じ。）2項の規定により100分の22の税率を、残額の190万3000円につ

いては法人税法66条1項の規定により100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額の合計額である。

(3) 納付すべき法人税額(別表1・順号6) 233万0900円

上記金額は、前記(2)の金額と同額である。

(4) 既に納付の確定した法人税額(別表1・順号7) 6万円

上記金額は、平成18年6月期法人税修正申告書の「差引所得に対する法人税額13」欄に記載された金額と同額である。

(5) 差引納付すべき法人税額(別表1・順号8) 227万0900円

上記金額は、前記(3)の金額から前記(4)の金額を差し引いた金額である。

2 本件法人税更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件法人税更正処分に係る納付すべき法人税の額は、前記1のとおりであり、この金額は、本件法人税更正処分の納付すべき税額(別表2の「更正処分等」欄参照)と同額であるから、本件法人税更正処分は適法である。

第3 本件法人税賦課決定処分の根拠及び適法性

原告は、平成18年6月期において、本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法により入金が行われた金員の額を原告の益金の額に算入せず、これに基づいて法人税を過少に申告していたものであり、これが通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった法人税額については、同項の規定に基づき、同法65条の過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

そして、前記第2のとおり、本件法人税更正処分は適法であるところ、原告の平成18年6月期の法人税に係る重加算税の額は、本件法人税更正処分により新たに納付すべきこととなった税額227万円(ただし、同法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表1・順号9)に、100分の35を乗じて算出した金額である79万4500円(別表1・順号10)となる。

本件法人税更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、上記のとおりであるところ、この金額は、本件法人税賦課決定処分の重加算税の額(別表2の「更正処分等」欄参照)と同額であるから、本件法人税賦課決定処分は適法である。

第4 本件消費税等各更正処分の根拠及び適法性

1 本件消費税等各更正処分の根拠

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件課税期間の消費税等の課税標準額及び納付すべき税額は、それぞれ次のとおりである。

(1) 平成18年6月課税期間(別表3「平成18年6月課税期間分」欄)

ア 課税標準額(別表3・順号③) 6391万円

上記金額は、下記(イ)及び(イ)の金額の合計額(ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

(イ) 確定申告における課税売上高(別表3・順号①) 5473万8633円

上記金額は、原告が平成18年8月30日に武蔵野税務署長に対して提出した平成18年6月課税期間の消費税等の確定申告書(乙3。以下「平成18年6月課税期間消費税等

確定申告書」という。)の「この課税期間の課税売上高^⑮」欄に記載された金額と同額である。

(イ) 課税売上高に加算すべき課税資産等の譲渡等の対価の額の合計額 (別表3・順号②)

917万1428円

上記金額は、前記第2の1(1)イの平成18年6月期において益金の額に算入すべき本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員の額である963万円に105分の100の割合を乗じて算出した金額(ただし、消費税法28条1項括弧書の規定に基づき、当該合計額に含まれる消費税等に相当する額を除いた金額。以下同じ。)であり、課税資産等の譲渡等の対価の額に該当する金額である。

イ 課税標準に対する消費税額 (別表3・順号④) 255万6400円

上記金額は、前記アの金額6391万円に消費税法29条(平成24年法律第68号による改正前のもの。以下同じ。)に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額 (別表3・順号⑬) 135万4100円

上記金額は、前記イの消費税額255万6400円を基礎として、消費税法施行令57条2項の規定に基づき算出した金額である。

なお、原告は、消費税法37条1項に規定する中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を適用している事業者該当する。

エ 差引税額 (別表3・順号⑭) 120万2200円

上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した後の金額(ただし、通則法119条1項により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

オ 納付すべき消費税額 (別表3・順号⑮) 120万2200円

上記金額は、前記エの金額と同額である。

カ 既に納付の確定した消費税額 (別表3・順号⑯) 101万8800円

上記金額は、平成18年6月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額⑨」欄に記載された金額と同額である。

キ 差引納付すべき消費税額 (別表3・順号⑰) 18万3400円

上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を差し引いた金額(ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

ク 地方消費税の課税標準となる消費税額 (別表3・順号⑱) 120万2200円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税(譲渡割)の課税標準額とされる消費税額であり、前記オの金額と同額である。

ケ 納付すべき譲渡割額 (別表3・順号⑳) 30万0500円

上記金額は、前記クの地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83(平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。)の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額(ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの)である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額 (別表3・順号㉑) 25万4700円

上記金額は、平成18年6月期課税期間消費税等確定申告書の「納税額㉑」欄に記載された金額と同額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額 (別表3・順号㉒) 4万5800円

- 上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた金額（ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- シ 納付すべき消費税等の合計額（別表3・順号㉓） 150万2700円
上記金額は、前記オの金額と前記ケの金額との合計額である。
- ス 差出納付すべき消費税等の額（別表3・順号㉔） 22万9200円
上記金額は、前記キの金額と前記サの金額との合計額である。
- (2) 平成19年6月課税期間（別表3「平成19年6月課税期間分」欄）
- ア 課税標準額（別表3・順号㉕） 6357万3000円
上記金額は、下記(ア)及び(イ)の金額の合計額（ただし、通則法118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- (ア) 確定申告における課税売上高（別表3・順号㉖） 6294万4544円
上記金額は、原告が平成19年8月30日に武蔵野税務署長に対して提出した平成19年6月課税期間の消費税等の確定申告書（乙4。以下「平成19年6月課税期間消費税等確定申告書」という。）の「この課税期間の課税売上高㉗」欄に記載された金額と同額である。
- (イ) 課税売上高に加算すべき課税資産等の譲渡等の対価の額の合計額（別表3・順号㉘） 62万8571円
上記金額は、平成19年6月課税期間において本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員の額である66万円に105分の100の割合を乗じて算出した金額であり、課税資産等の譲渡等の対価の額に該当する金額である。
- イ 課税標準に対する消費税額（別表3・順号㉙） 254万2920円
上記金額は、前記アの金額6357万3000円に消費税法29条に規定する100分の4の税率を乗じて算出した金額である。
- ウ 控除対象仕入税額（別表3・順号㉚） 133万2532円
上記金額は、前記イの消費税額254万2920円を基礎として、消費税法施行令57条2項の規定に基づき算出した金額である。
なお、原告は、消費税法37条1項に規定する中小企業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例を適用している事業者該当する。
- エ 差引税額（別表3・順号㉛） 121万0300円
上記金額は、前記イの金額から前記ウの金額を控除した後の金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- オ 納付すべき消費税額（別表3・順号㉜） 121万0300円
上記金額は、前記エの金額と同額である。
- カ 既に納付の確定した消費税額（別表3・順号㉝） 119万7800円
上記金額は、平成19年6月課税期間消費税等確定申告書の「差引税額㉞」欄に記載された金額と同額である。
- キ 差引納付すべき消費税額（別表3・順号㉞） 1万2500円
上記金額は、前記オの金額から前記カの金額を差し引いた金額（ただし、通則法119条1項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。
- ク 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表3・順号㉟） 121万0300円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の各規定により、地方消費税（譲渡割）の課税標準額とされる消費税額であり、前記オの金額と同額である。

ケ 納付すべき譲渡割額（別表3・順号㉔） 30万2500円

上記金額は、前記クの地方消費税の課税標準とされる消費税額に地方税法72条の83の規定により100分の25の税率を乗じて算出した金額（ただし、同法20条の4の2第3項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

コ 既に納付の確定した譲渡割額（別表3・順号㉕） 29万9400円

上記金額は、平成19年6月期課税期間消費税等確定申告書の「納税額㉔」欄に記載された金額と同額である。

サ 差引納付すべき譲渡割額（別表3・順号㉖） 3100円

上記金額は、前記ケの金額から前記コの金額を差し引いた金額（ただし、地方税法20条の4の2第4項の規定により100円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

シ 納付すべき消費税等の合計額（別表3・順号㉗） 151万2800円

上記金額は、前記オの金額と前記ケの金額との合計額である。

ス 差引納付すべき消費税等の額（別表3・順号㉘） 1万5600円

上記金額は、前記キの金額と前記サの金額との合計額である。

2 本件消費税等各更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件消費税等各更正処分に係る本件課税期間における納付すべき消費税額及び譲渡割額は、前記1のとおりであるところ、これらの各金額は、本件消費税等各更正処分の納付すべき消費税額及び譲渡割額（地方消費税額）（別表4-1及び同4-2の各「更正処分等」欄参照）とそれぞれ同額であるから、本件消費税等各更正処分は適法である。

第5 本件消費税等賦課決定処分の根拠及び適法性

原告は、平成18年6月期において、本件気功施術の対価名目で本件口座に振込みの方法による入金が行われた金員の額を課税資産の譲渡等の対価の額に含めず、これに基づいて消費税等を過少に申告していたものであり、これが通則法68条1項所定の「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当することは明らかであるから、平成18年6月課税期間の消費税等に係る更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった消費税等の額については、同項及び地方税法附則9条の9第1項の規定により通則法65条の過少申告加算税に代えて重加算税が課されることとなる。

そして、前記第4のとおり、本件消費税等各更正処分は適法であるところ、原告の平成18年6月期の消費税等に係る重加算税の額は、平成18年6月課税期間の消費税等に係る更正処分により新たに納付すべきこととなった消費税等の額22万円（ただし、同法118条3項及び地方税法附則9条の9第3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3・順号㉙）に、100分の35を乗じて算出した金額である7万7000円（別表3・順号㉚）となる。

平成18年6月課税期間の消費税等に係る更正処分に伴って賦課されるべき重加算税の額は、上記のとおりであるところ、この金額は、本件消費税等賦課決定処分の重加算税の額（別表4-1の「更正処分等」欄参照）と同額であるから、本件消費税等賦課決定処分は適法である。

なお、平成19年6月期課税期間に係る消費税等の更正処分により新たに納付すべきこととなっ

た消費税等の額1万円（ただし、同法118条3項及び地方税法附則9条の9第3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。別表3・順号㉕）についても、上記と同様、100分の35の割合を乗じて計算される重加算税が課されることになるが、その結果算出される重加算税の額は、通則法119条4項及び地方税法附則9条の9第3項の規定によりその全額が切り捨てられることとなる（別表3・順号㉖）。

以 上